

意見書

平成 21 年 10 月 13 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおーそんまさよし
代表取締役社長兼 C E O 孫 正義

「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の各一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の各一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

< 弊社意見 >

今回の改正案においては、MVNO 事業者数及び契約者数に係る報告が追加されていますが、MVNO の定義については、現状においても業界にて様々な見解が存在する上、今後も技術の進展等に伴い、さらに多様な事業形態が登場していくことが容易に想定されるところであり、MVNO 定義の明確化を図ることは極めて困難であると考えます。従って、弊社は MVNO の定義の明確化は課題の一つと認識しつつも、改正案に基づき報告の責務を果たしていきたいと考えます。

なお、仮に報告すべき MVNO の定義・抽出基準等が詳細かつ厳格なものとなった場合、その基準に合致したデータ抽出のためにシステム改修等の対応が必要になるといった懸念もあるところです。従って、MVNO に係る報告については、将来的な事業形態の多様化等も考慮し、事業者にて柔軟な対応が可能となるような規定とすることが望ましいと考えます。

以上